

静岡市規則第28号

静岡市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和3年3月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市火災予防条例施行規則（平成15年静岡市規則第253号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「第15号」を「第16号」に改め、同項第3号中「第63条第16号」を「第63条第17号」に改め、同項第4号中「第63条第17号」を「第63条第18号」に、「水素ガスを充てんする気球の設置届出書」を「水素ガスを充填する気球の設置届出書」に改める。

様式第2号中

「

指 定 場 所	所 在 地	静岡市	(電話)
---------	-------	-----	-------

 を

「

指 定 場 所	所 在 地	(電話)
---------	-------	-------

 に、

「

氏 名	(年齢 歳) 男・女
-----	------------

 を

「

氏 名	(年齢 歳)
-----	--------

 に

改め、同様式（注）2中「、年齢等」を「及び年齢」に改める。

様式第3号（表）中

「

所 在 地	静岡市	(電話)
-------	-----	-------

 を

「

所 在 地	(電話)
-------	-------

に
」

改める。

様式第4号中

「

防火対 象物	所 在 地	静岡市 (電話)
-----------	-------	-----------

を
」

「

防火対 象物	所 在 地	(電話)
-----------	-------	-------

に
」

改める。

様式第5号中

	「燃料電池発電設備 変電設備 発電設備 蓄電池設備	を	「燃料電池発電設備 変電設備 急速充電設備 発電設備 蓄電池設備
--	------------------------------------	---	--

設置届出書 に、
」

「

防火対 象物	所 在 地	静岡市 (電話)
-----------	-------	-----------

を
」

「

防火対 象物	所 在 地	(電話)
-----------	-------	-------

に
」

改め、同様式(注)2中「、発電設備又は変電設備」を「、変電設備、急速充電設備又は発電設備」に改める。

様式第6号中

「

防火対象物	所在地	静岡市 (電話)	を
-------	-----	-----------	---

」

「

防火対象物	所在地	(電話)	に
-------	-----	-------	---

」

改める。

様式第7号中「水素ガスを充てんする気球の設置届出書」を「水素ガスを充填する気球の設置届出書」に、「充てん又は」を「充填又は」に改める。

様式第9号中

「

打上げ 仕掛け	場所	静岡市	を
------------	----	-----	---

」

「

打上げ 仕掛け	場所		に
------------	----	--	---

」

改める。

様式第10号中

「

防火対象物	所在地	静岡市	を
-------	-----	-----	---

」

「

防火対象物	所在地		に
-------	-----	--	---

」

改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。